

## 住居確保給付金 申請時の注意点について

1 提出書類について※(3)については、貸主や不動産会社に記載してもらう必要があります

- (1)生活困窮者住居確保給付金支給申請書
- (2)住居確保給付金申請時確認書
- (3)入居状況に関する状況通知書

※支払い先が賃貸借契約書に記載のある支払い先や、賃貸人名義の口座と異なる場合、委任状の提出が必要になります。

2 添付書類について※上記3点の書類に加え、以下の書類が必要です

- (1)本人確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し。顔写真がないものは2点あると望ましい。

- (2)離職等関係書類(①離職、廃業の場合)※2年以内のもの

例:離職票、雇用保険受給者資格証、事業所の発行する離職証明書、(税務署等で発行する)廃業届(証明書)の写し。

- (3)離職等関係書類(上記(2)①以外の場合)

申請日において就業(自営業、個人事業主を含む)している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減収し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し。

例:休業を証明する文書、シフトや勤務日数の減少がわかる書類、請負契約等の発注、アポイントがキャンセルになったことがわかる文書等の写し など。

※指示が全て口頭だったなど、やむを得ず書類の準備ができない場合、「就業機会の減少に関する申立書」の提出が必要です。なお本書類は休業前の6か月分の平均収入を記載する欄がございます。帳簿等複雑な場合、別紙「住居確保給付金に係る収支状況表」も併せてご利用ください。また個人事業主の場合等確定申告の書類や店舗概要が必要になる場合もございます。予めご了承ください。

- (4)収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者の収入が確認できる書類の写し。

※給与収入の場合、給与明細書、賃金明細書、報酬明細書、預貯金通帳の当該部分の写し。自営業の場合、事業収入(経費を差し引いた控除後の額)がわかる書類の写し(売上帳簿等)。

※子ども手当や年金等公的収入も収入に含めますので、その収入がわかる書類(証書や通帳等)も必要です。

- (5)金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し。過去3か月分の記帳部分の写しが必要になります。

※申請日に記帳したものを提出してください。無通帳口座の場合、スマホのスクリーンショット等での提出をお願いしています。

- (6)建物の賃貸借契約書の写し

※公営住宅の場合、公営住宅担当課や住宅供給公社から証明書の発行依頼が必要です。

(7)求職受付票(ハローワークカード)の写し→※令和2年4月 30 日以降不要になりました。ただし就職活動(の報告)は制度利用上必須です。

注)事情に応じて追加提出書類を求めることがあります。ご了承ください。